

昭和五十三年法律第八十号

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 職員団体等に対する法人格の付与

第一節 法人格の取得等（第三条―第十二条）

第二節 機関（第十三条―第二十六条）

第三節 解散及び清算（第二十七条―第四十四条）

第三章 雑則

第一節 登記（第四十五条―第五十五条）

第二節 法人である認証職員団体等から法人である登録職員団体への移行（第五十六条）

第四章 罰則（第五十七条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、職員団体等が財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務を運営することに資するため、職員団体等に法律上の能力を与えることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「職員団体等」とは、国家公務員職員団体、地方公務員職員団体及び混合連合団体をいう。

2 この法律において「国家公務員職員団体」とは、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第百八条の二第一項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）に規定する職員団体をいう。

3 この法律において「地方公務員職員団体」とは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第一項に規定する職員団体をいう。

4 この法律において「混合連合団体」とは、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体の連合団体（国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体であるものを除く。）

二 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体及び国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）による国会職員の組合又は労働組合（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合の連合団体で、当該連合団体の構成員の総員中国家公務員法第百八条の二第一項の職員（以下「一般職の国家公務員」という。）の数、裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書官を除く。以下同じ。）の

数及び地方公務員法第五十二条第一項の職員（以下「非現業の一般職の地方公務員」という。）の数の合計数が過半数を占めているもの

5 この法律において「法人である職員団体等」とは、次条第一項の規定による申出により法人となつた職員団体（以下「法人である登録職員団体」という。）及び同条第二項の規定により設立の登記をすることによって法人となつた職員団体等（以下「法人である認証職員団体等」という。）をいう。

第二章 職員団体等に対する法人格の付与

第一節 法人格の取得等

(法人格の取得)

第三条 次の各号に掲げる職員団体は、法人となる旨を当該各号に定める機関（以下「登録機関」という。）に申し出ることにより法人となることができる。

一 国家公務員法第百八条の三の規定により登録された職員団体 人事院

二 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第百八条の三の規定により登録された職員団体 最高裁判所

三 地方公務員法第五十三条の規定により登録された職員団体 当該登録を受けた地方公共団体の人事委員会又は公平委員会

2 職員団体等（前項各号に掲げる職員団体を除く。次条から第十条までにおいて同じ。）で、規約について認証機関の認証を受けたものは、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって法人となる。

(認証の申請)

第四条 規約について認証を受けようとする職員団体等は、命令（第九条第一号又は第五号の職員団体等に係る事項については人事院規則とし、同条第二号又は第六号の職員団体等に係る事項については最高裁判所規則とする。以下同じ。）で定めるところにより、申請書及び規約を認証機関に提出しなければならない。

(認証)

第五条 認証機関は、前条の規定による申請があつた場合において、当該規約が次の各号に掲げる要件に該当するときは、次条の規定により認証を拒否する場合を除き、命令で定めるところにより、当該規約を認証し、当該職員団体等にその旨を通知しなければならない。

一 少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

イ 名称

ロ 目的及び業務

ハ 主たる事務所の所在地

二 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する事項
 ホ 重要な財産の得喪その他資産に関する事項
 ヘ 理事その他の役員に関する事項

ト 業務執行、会議及び投票に関する事項
 チ 経費及び会計に関する事項
 リ 規約の変更に関する事項
 又 解散に関する事項

二 規約の変更、役員選挙及び解散が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手続が定められていること。ただし、連合団体でない職員団体等で全国的規模をもつもの又は連合団体である職員団体等にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する地域若しくは職域ごと又は構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手続が定められていることをもつて足りる。

三 会計報告は、構成員によつて委嘱された公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎年一回構成員に公表されることとされていること。

第六条 認証機関は、規約に法令の規定に違反する事項が記載されているとき、又は当該職員団体等が、第八条の規定により認証を取り消され、その取消しの効力が生じた日から三年を経過しないものであるときは、認証を拒否しなければならない。

第七条 職員団体等は、第五条の規定により認証を受けた規約の記載事項に変更があつたときは、命令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を認証機関に届け出なければならない。

第八条 認証機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、命令で定めるところにより、第五条の規定による認証を取り消すことができる。
 一 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体が一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき（混合連合団体となつた場合を除く。）。

二 混合連合団体の構成員の総員中一般職の国家公務員の数、裁判所職員の数及び非現業の一般職の地方公務員の数の合計数が過半数を占めなくなつたとき。
 三 規約に、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする旨を定めた規定が存しなくなつたとき（団体の活動として規約に定める目的を著しく逸脱する行為等を継続し、又は反覆することにより、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的として認められなくなつたときを含む。）。

四 その他当該職員団体等が職員団体等でなくなつたとき。
 五 規約が第五条各号に掲げる要件に該当しないものとなつたとき、又は規約に法令の規定に違反する事項が記載されるに至つたとき。
 六 当該職員団体等について規約の規定中第五条第二号又は第三号に規定する手続等に係る部分に適合しない事実があつたとき。

二 前項の規定による認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該職員団体等から請求があつたときは、公開により行わなければならない。
 三 第一項の規定による認証の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

（認証機関）

第九条 この法律における認証機関は、次の各号に掲げる職員団体等の区分に応じ、当該各号に掲げる機関とする。

一 一般職の国家公務員が組織する国家公務員職員団体 人事院

二 裁判所職員が組織する国家公務員職員団体 最高裁判所

三 一の地方公共団体に属する非現業の一般職の地方公務員が組織する地方公務員職員団体 当該地方公共団体の人事委員会又は公平委員会

四 前号の地方公務員職員団体以外の地方公務員職員団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会

五 一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数の合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で、一般職の国家公務員の数が裁判所職員の数以上であるもの及び全国的な組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員職員団体を含むもの（次号の混合連合団体を除く。） 人事院

六 一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数の合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で、裁判所職員の数が一般職の国家公務員の数を超えるもの及び全国的な組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に裁判所職員が組織する国家公務員職員団体を含むもの（これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員職員団体を含み、かつ、一般職の国家公務員の数が裁判所職員の数以上であるものを除く。） 最高裁判所

七 前二号の混合連合団体以外の混合連合団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会
 （報告、協力等）

第十条 認証機関は、職員団体等に対し、当該職員団体等に係るこの法律の規定に基づく事務に関し必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができる。

二 認証機関は、この法律の規定に基づく事務に関し必要があると認めるときは、国又は地方公共団体の関係機関に対し、事実の証明、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(財産目録及び構成員名簿)

第十一条 法人である職員団体等は、設立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しななければならない。

2 法人である職員団体等は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第十二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、法人である職員団体等について準用する。

第二節 機関

(理事)

第十三条 法人である職員団体等には、一人又は二人以上の理事を置かなければならない。

2 理事が二人以上ある場合において、規約に別段の定めがないときは、法人である職員団体等の事務は、理事の過半数で決する。

(法人である職員団体等の代表)

第十四条 理事は、法人である職員団体等のすべての事務について、法人である職員団体等を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(理事の代理権の制限)

第十五条 理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(理事の代理行為の委任)

第十六条 理事は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(利益相反行為)

第十七条 法人である職員団体等と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(監事)

第十八条 法人である職員団体等には、規約又は総会の決議で、一人又は二人以上の監事を置くことができる。

(監事の職務)

第十九条 監事の職務は、次のとおりとする。

一 法人である職員団体等の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告すること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(通常総会)

第二十条 法人である職員団体等の理事は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

(臨時総会)

第二十一条 法人である職員団体等の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、理事は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集)

第二十二条 総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

(法人である職員団体等の事務の執行)

第二十三条 法人である職員団体等の事務は、規約で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

(総会の決議事項)

第二十四条 総会においては、第二十二條の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(構成員の表決権)

第二十五条 各構成員の表決権は、平等とする。

2 総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

3 前二項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第二十六条 法人である職員団体等と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第三節 解散及び清算

(法人である職員団体等の解散事由)

第二十七条 法人である職員団体等は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 法人である登録職員団体にあつては、国家公務員法第八十条の三第六項(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)又は地方公務員法第五十三条第六項の規定による登録の取消し
- 四 法人である認証職員団体等にあつては、第八条第一項の規定による認証の取消し
- 五 総会の決議
- 六 構成員が欠けたこと。

(法人である職員団体等についての破産手続の開始)

第二十八条 法人である職員団体等がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の法人である職員団体等の能力)

第二十九条 解散した法人である職員団体等は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十条 法人である職員団体等が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十二条 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第三十三条 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し
- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十四条 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十五条 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、法人である職員団体等の債務が完済された後また権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の法人である職員団体等についての破産手続の開始)

第三十六条 清算中に法人である職員団体等の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の法人である職員団体等が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の法人である職員団体等が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第三十七条 解散した法人である職員団体等の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、理事は、総会の決議を経て、当該法人である職員団体等の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第三十八条 法人である職員団体等の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(清算終了の届出)

第三十九条 清算が終了したときは、清算人は、その旨を登録認証機関（法人である登録職員団体にあつては登録機関、法人である認証職員団体等にあつては認証機関をいう。第五十条において同じ。）に届け出なければならない。

(特別代理人の選任等に関する事件の管轄)

第四十条 次に掲げる事件は、法人である職員団体等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 特別代理人の選任に関する事件

二 法人である職員団体等の解散及び清算の監督に関する事件

三 清算人に関する事件

(不服申立ての制限)

第四十一条 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十二条 裁判所は、第三十一条の規定により清算人を選任した場合には、法人である職員団体等が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く法人である職員団体等にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第四十三条 削除

(検査役の選任)

第四十四条 裁判所は、法人である職員団体等の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第四十一条及び第四十二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人（監事を置く法人である職員団体等にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「法人である職員団体等及び検査役」と読み替えるものとする。

第三章 雑則

第一節 登記

(法人である登録職員団体の設立の登記)

第四十五条 法人である登録職員団体は、その主たる事務所の所在地において、第三条第一項の規定による申出をした日から二週間以内に設立の登記をしなければならない。

(登記の効力)

第四十六条 法人である登録職員団体の設立は、その主たる事務所の所在地において登記をしなければならない。第三者に対抗することができない。

2 前項に規定するもののほか、法人である職員団体等に関して登記すべき事項は、登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

(主たる事務所の所在地における設立の登記の登記事項及び変更の登記)

第四十七条 法人である職員団体等の主たる事務所の所在地における設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 主たる事務所及び従たる事務所の所在場所
- 四 法人である登録職員団体にあつては、第三条第一項の規定による申出の年月日
- 五 法人である認証職員団体等にあつては、第五条の規定による認証の年月日
- 六 法人である職員団体等の存続期間又は解散の事由についての規約の定めがあるときは、その定め
- 七 資産の総額
- 八 出資の方法を定めたときは、その方法
- 九 理事の氏名及び住所

2 法人である職員団体等において前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第四十八条 法人である職員団体等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては前条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 新所在地における登記においては、法人である職員団体等の成立の年月日並びに主たる事務所を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第四十九條 法人である職員団体等の理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(清算人及び解散の登記及び届出)

第五十條 清算人は、破産手続開始の決定の場合を除き、解散後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日の登記をし、かつ、これらの事項を登録認証機関に届け出なければならない。

2 清算中に就職した清算人は、就職後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所の登記をし、かつ、これらの事項を登録認証機関に届け出なければならない。

(職員団体等登記簿)

第五十一條 各登記所に、職員団体等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第五十二條 法人である職員団体等の設立の登記は、法人である登録職員団体にあつては理事、法人である認証職員団体等にあつては法人を代表すべき者の申請によつてする。

2 法人である職員団体等の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 規約

二 法人である登録職員団体にあつては、理事の資格を証する書面及び第三条第一項の規定による申出を証する書面

三 法人である認証職員団体等にあつては、法人を代表すべき者の資格を証する書面及び第五条の規定による通知を証する書面

(変更の登記の申請)

第五十三條 第四十七條第一項各号に掲げる事項又は第五十條の規定により登記すべき事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(解散の登記の申請)

第五十四條 法人である職員団体等の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面及び理事が清算人とならない場合にあつては清算人の資格を証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法の準用)

第五十五條 商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第一条の三から第五条まで、第七條から第十五條まで、第十七條、第十八條、第十九條の二、第十九條の三、第二十一條から第二十三條の二まで、第二十四條(第十四條及び第十五條を除く)、第二十六條、第二十七條、第五十一條、第五十二條、第九十九條第一項、第百三十二條から第百三十七條まで及び第百三十九條から第百四十八條までの規定は、法人である職員団体等の登記について準用する。この場合において、これらの規定中「商号」とあるのは「名称」と、「定款」とあるのは「規約」と、同法第一条の三及び第二十四條第一号中「営業所」とあるのは「事務所」と、同法第十二條の二第五項中「営業所(会社にあつては、本店)」とあり、並びに同法第十七條第二項第一号及び第五十一條第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第二十七條中「営業所(会社にあつては、本店。以下この条において同じ。)」とあり、及び「営業所」とあるのは「主たる事務所」と、同法第九十九條第一項第一号中「会社法第六百四十七條第一項第一号に掲げる者」とあるのは「理事(次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。)」と、同法第六百四十七條第一項第二号に掲げる者」とあるのは「規約で定める者」と、同法第三号中「会社法第六百四十七條第一項第三号に掲げる者」とあるのは「總會において選任された者」と、同法第六百四十六條の二中「商業登記法」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)第五十五條において準用する商業登記法()」と、「商業登記法第六百四十五條」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)第五十五條において準用する商業登記法第六百四十五條」と読み替へるものとする。

第二節 法人である認証職員団体等から法人である登録職員団体への移行

第五十六條 法人である認証職員団体等が国家公務員法第八十條の三(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)又は地方公務員法第五十三條の規定により登録されたときは、その法人である認証職員団体等は、その登録の日において、法人である登録職員団体となる。

2 前項の規定に基づく法人である登録職員団体に関する第四十七條第一項及び第五十二條第二項の規定の適用については、第四十七條第一項第四号及び第五十二條第二項第二号中「第三條第一項の規定による申出」とあるのは、「国家公務員法第八十條の三(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)又は地方公務員法第五十三條の規定による登録」とする。

3 第一項の規定に基づく法人である登録職員団体の設立の登記においては、当該法人である登録職員団体となつた法人である認証職員団体等の名称及び主たる事務所並びに法人である認証職員団体等が同項の規定により法人である登録職員団体となつた旨をも登記しなければならない。

4 第一項の規定に基づく法人である登録職員団体の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で、当該法人となつた法人である認証職員団体等の登記記録にその事由を記録して、その登記記録を閉鎖しなければならない。

第四章 罰則

第五十七條 法人である職員団体等の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定による登記を怠つたとき。

二 第十一條の規定に違反し、又は財産目録若しくは構成員名簿に不正の記載をしたとき。

三 第二十八條第二項又は第三十六條第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

四 第三十四條第一項又は第三十六條第一項の公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

五 第三十八條第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

六 官庁又は總會に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠蔽したとき。

附則抄

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五四年二月二〇日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (昭和六三年六月二一日法律第八一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中不動産登記法第四章の次に一章を加える改正規定のうち第百五十一条ノ三第二項から第四項まで、第百五十一条ノ五及び第百五十一条ノ七の規定に係る部分、第二条中商業登記法の目次の改正規定並びに同法第三章の次に一章を加える改正規定のうち第百十三条の二、第百十三条の三、第百十三条の四第一項、第四項及び第五項並びに第百十三条の五の規定に係る部分並びに附則第八条から第十条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(登記簿の改製等の経過措置)

第十一条 この法律の規定による不動産登記法、商業登記法その他の法律の改正に伴う登記簿の改製その他の必要な経過措置は、法務省令で定める。

附 則 (平成三年五月二二日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 四 略

五 第六条から第二十一条まで、第二十五条及び第三十四条並びに附則第八条から第十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成五年一月二二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二一年七月二六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一六年六月二二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月二八日法律第一二四号) 抄

(施行期日)
 第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年二月一日法律第一四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年二月三日法律第一五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(処分等の効力)

第二百一十一条 この法律の施行前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の規定によつてしたものとみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百一十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二五日法律第五三三号)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二五年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年二月一日法律第七一号) 抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第六条の規定(同条中商業登記法第九十条の次に一条を加える改正規定及び同法第九十一条第二項の改正規定(「前条」を「第九十条」に改める部分に限る。))並びに同号に掲げる改正規定を除く。、第七条の規定、第十五条中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十条の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第十六条第五項の規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第十八条中職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十八条の改正規定(第十九条の二の下に、「第十九条の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「(同法第二十七条中「本店」とある部分を除く。))を削る部分及び「事務所」との下に、「同法第十二条の二第五項中「営業所(会社にあつては、本店)」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号及び第五十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」とを、「選任された者」との下に、「同法第四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条において準用する商業登記法第四十五条」とを「第五十五条において準用する商業登記法」と改める改正規定、第十九条の規定、第二十五条中金融商品取引法第九十条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。))及び同法第六十条第六号中「隠へいした」を「隠蔽した」に改める改正規定、第二十七条の規定、第二十七条の規定(次号に掲げる部分を除く。)、第二十八条の規定、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第三十四条中信用金庫法第八十五条の改正規定(第二十七条から第二十四条第十六号を除く。))を「第十九条の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十六号を除く。))」に改める部分及び「第十二条第一項第五号」に改める部分に限る。)、第三十五条第四項の規定、第三十六条中労働金庫法第八十九条の改正規定(第二十七条から第二十四条第十六号を除く。))を「第十九条の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十六号を除く。))」に改める部分及び「第十二条第一項第五号」に改める部分に限る。)、第四十一条中保険業法第六十七条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。))及び同法第二百六十六条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第四十二条第一項の規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第八十三条第一項の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第四十六条第九項の規定、第五十条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第七十八条の改正規定(第二十七条から第二十四条第十六号及び第十六号を除く。))を「第十九条の三まで」に、「添付書面の特例、印鑑の提出」を「及び添付書面の特例、第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十六号及び第十六号を除く。))」に改める部分に限る。)、第五十七条第三項の規定、第六十七条中宗教学法人法第六十五条の改正規定(第十九条の二の下に、「第十九条の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に、「同法第四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「宗教学法人法(昭和二十六年法律第二百六十六号)第六十五条において準用する商業登記法」と、第六十八号の規定、第六十九号中消費生活協同組合法第九十二条の改正規定(第十七条から)の下に、「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に、「同法第四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第九十二条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四十五条」とあるのは「消費生活協同組合法第九十二条において準用する商業登記法第四十五条」

と」を加える部分に限る。)、第七十条第三項の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第八十五条中漁船損害等補償法第八十三条の改正規定(「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「により清算人となつたもの」と)の下に「同法第四十六条の二中「商業登記法(昭和二十七年法律第二十八号)を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「商業登記法第四十五条」とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第四十五条」とを加える部分に限る。)、第八十六条の規定、第九十三条中小企業等協同組合法第三十三条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第九十四条第三項の規定、第九十六条中商品先物取引法第二十九条の改正規定(「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る。)、第九十七条、第九十九条及び第一百一条の規定、第一百零二条中技術研究組合法第六十八条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第一百零三条第三項の規定、第一百七十条中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三十三条の改正規定(「第十九条の二」の下に「第十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る。)、第一百零七条中有限責任事業組合契約に関する法律第七十三条の改正規定(「第十九条の二」の下に「第十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る。)、及び「公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定(並びに第三百二十二条を「、第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条」に改める部分に限る。)、第三条から第五条までの規定、第六条中商業登記法第七条の二、第十一条の二、第十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同法第四十八条の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第五十条まで並びに同法第八十二条第二項及び第三項の改正規定、同法第四項の改正規定(本店の所在地における。)、同法第八十七条第一項及び第九十一条第一項の改正規定、同法第二項の改正規定(「本店の所在地における」を削る部分に限る。)、並びに同法第九十五条、第一百一条、第一百零八条及び第三十八条の改正規定、第九号中社債、株式等の振替に関する法律第五十一条第一項の改正規定、同法第五十五条第一項の改正規定(「以下この条」の下に「及び第五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。)、同法第五十九条の次に「第二条第四号」を加える部分に限る。)、同法第二十八号の表第五十九号第三項第一号の項の次に次のように加える改正規定(「まで」の下に「、第五百十九号の二第二項第四号」を加える部分に限る。)、同法第二十八号の表第五十九号第一項の項の次に次のように加える改正規定及び同法第二百三十九号第一項の表に次のように加える改正規定、第十号第二項から第二十三項までの規定、第十一条中会社更生法第二百六十一条第一項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の改正規定、第十五条中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の目次の改正規定(従たる事務所の所在地における登記(第三百二十二条―第三百四十四条)を「削除」に改める部分に限る。)、同法第四十七号の次に五号を加える改正規定、同法第三百一条第二項第四号の次に一号を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、第三百十五号及び第三百二十九号の改正規定、同法第三百三十条の改正規定(「第四十九条から第五十一条まで」を「第五十一条、第五十二条」に、「及び第三百三十二条」を「、第三百三十二条から第三百三十七条まで及び第三百三十九号」に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」とを削る部分に限る。)、並びに同法第三百四十二条第十号の次に一号を加える改正規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定(「第三項を除く。)、第十八条」を削る部分に限る。)、第九十条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第二十二号及び第二十三号の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四第二項を削る改正規定、同法第九十条の規定(「第十七条から」の下に「第十九号の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、及び「第二十一条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「、同法第四十六条の二中「商業登記法(昭和二十三年法律第二十五号)第百二条の十一において準用する商業登記法(」と、「商業登記法第四十五条」とあるのは「金融商品取引法第二百二条の十一において準用する商業登記法第四十五条」と読み替える」に改める部分を除く。)、並びに同法第四十五条第一項及び第四十六条の改正規定、第二十七号中損害保険料率算出団体に関する法律第二十三条から第二十四条の二までの改正規定及び同法第二十五条の改正規定(「第二十三条の二まで、」を「第十九条の三まで(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例、第二十一条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く。)、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項の改正規定(「第三百五号第一項本文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。)、同法第六十四号第四項の改正規定、同法第六十六号第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第七十七号の改正規定(「、第二十号第一項及び第二項」を削る部分及び「、同法第二十四条第七号中「若しくは第三十号第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第七十五号」と)の下に「、同法第四十六条の二中「商業登記法(」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)を「第七十七号」に改める部分及び「商業登記法(」と、「商業登記法第九十九号」に改める部分を除く。)、及び同法第四十九号の次に一号を加える改正規定、第三十四号中信用金庫法の目次の改正規定(「第四十八号の八」を「第四十八号の十三」に改める部分に限る。)、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四十七号中第七節中第四十八号の次に五号を加える改正規定、同法第六十五号第二項、第七十四号から第七十六号まで及び第七十七号第四項の改正規定、同法第八十五号の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、同法第八十七号の四第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六号中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第三十八号中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定(同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二号第五項第三号の改正規定を除く。)、第四十一条中保険業法第四十一条第一項の改正規定、同法第四十九号第一項の改正規定(「規定中」を「規定(同法第二百九十八号(第一項第三号及び第四号を除く。)、第三百十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百二十四号、第三百二十八号第四項、第三百二十五号の二並びに第三百二十五号の五第二項を除く。)、中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定(同法第二百九十九号第一項及び第三百二十五号の三第一項第五号を除く。)、中「に改め、」とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と)の下に「これらの規定中」を加え、「これらの規定(同法第二百九十八号第一項(各号を除く。)、及び第四項、第三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百十四号並びに第三百十八号第四項を除く。)、中「株主」とあるのは「総代」と)を削り、「各号を除く。、及び第四項、」及び「第三百十一条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第三百二条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と)に、「第三百十一条第四項及び第三百二条第五項」を「第三百十一条第三項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面(保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。)」に」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同」を削る部分を除く。)、同法第六十四号第二項及び第三

項の改正規定、同法第六十七條の改正規定（、「第四十八條」を、「第五十一條」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「を（登記）」に、「第四百四十八條」を、「第三百三十七條」に、「職権抹消」を、「職権抹消」並びに第三百三十九條から第四百四十八條まで（）に改める部分及び「第四十八條から第五十三條までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七條第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四條第一項」と、同法第五十五條第一項中「会社法第三百四十六條第四項」とあるのは「保険業法第五十三條の十二第四項」と、同法第四百四十六條の二中「商業登記法（）とあるのは「保険業法（平成七年法律第五十五號）第六十七條において準用する商業登記法（）と、「商業登記法第四百四十五條」とあるのは「保険業法第六十七條において準用する商業登記法第四百四十五條」と、同法第四百四十八條中「この法律に」とあるのは「保險業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。）同法第八十四條第一項並びに第九十六條の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六條の十六第四項の改正規定（並びに「を（及び）」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。）同法第六十九條の五第三項を削る改正規定、同法第七十一條及び第八十三條第二項の改正規定、同法第二百十六條の改正規定（、「第二十條第一項及び第二項（印鑑の提出）」を削り、「第十一號及び第十二號」を「第十號及び第十一號」に改める部分及び「において」の下に、「同法第十二條第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第五十四號）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く。）並びに同法第三百三十三條第一項第十七號の次に一號を加える改正規定、第四十三條中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十二條第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五條第一項後段及び第三百五十五條第一項後段を削る改正規定、第四十五條中資産の流動化に関する法律第二十二條第二項第七號の次に一號を加える改正規定、同法第四項を削る改正規定、同法第六十五條第三項の改正規定、同法第八十三條第一項の改正規定（「第二十七條」を「第十九條の三」に、「印鑑の提出」を削り、「第二十一條から第二十七條まで（）に改める部分、同法第二十四條第七号中「書面若しくは第三十條第二項若しくは第三十一條第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と）を削る部分及び「準用する会社法第五百七條第三項」との下に、「同法第四百四十六條の二中「商業登記法（）とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五號）第三百三十三條第一項において準用する商業登記法（）と、「商業登記法第四百四十五條」とあるのは「資産の流動化に関する法律第八十三條第一項において準用する商業登記法第四百四十五條」とを加える部分を除く。）及び同法第三百十六條第一項第十七號の次に一號を加える改正規定、第四十八條の規定、第五十條中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五條の三の改正規定（、「第三項を除く。）、「第五十二條、第五十三條及び第五十五條の規定、第五十六條中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七條第二項各号」とを削る部分に限る。）同法第三十九條、第五十六條第六項、第五十七條及び第六十七條から第六十九條までの改正規定、同法第七十八條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三條の改正規定、第五十八條及び第六十一條の規定、第六十七條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）第六十九條中消費生活協同組合法第八十一條から第八十三條まで及び第九十條第四項の改正規定並びに同法第九十二條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）第七十一條中医療法第四十六條の三の六及び第七十條の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三條の改正規定（同法第四号中「第五十一條の三」を「第五十一條の三第一項」に改める部分を除く。）第七十七條の規定、第八十條中農村負債整理組合法第二十四條第一項の改正規定（「第十七條（第三項ヲ除ク）」を「第十七條」に改める部分に限る。）第八十一條中農業協同組合法第三十六條第七項の改正規定、同法第四十三條の六の次に一號を加える改正規定、同法第四十三條の七第三項の改正規定及び同法第一百一條第一項第四十號の次に一號を加える改正規定、第八十三條中水産業協同組合法第四十條第七項の改正規定、同法第四十七條の五の次に一號を加える改正規定、同法第八十六條第二項の改正規定及び同法第九十條第一項第三十八號の次に一號を加える改正規定、第八十五條中漁船損害等補償法第七十一條から第七十三條までの改正規定及び同法第八十三條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）第八十七條中森林組合法第五十條第七項の改正規定、同法第六十條の三の次に一號を加える改正規定、同法第六十條の四第三項及び第九十條中農林中央金庫法第四十六條の三を加える改正規定、第八十九條中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二條第二項の改正規定、第九十條中農林中央金庫法第四十六條の三の次に一號を加える改正規定、同法第四十七條第三項の改正規定及び同法第一百條第一項第九十六號の次に一號を加える改正規定、第九十三條中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三條から第九十五條まで、第九十六條第四項及び第九十七條第一項の改正規定並びに同法第九十三條の改正規定（、「第四十八條」を、「第五十一條」に、「並びに」並びに「第三百三十一條」を、「第三百三十二條から第三百三十七條まで並びに第九十九條」に改める部分及び「同法第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三條第二項各号」と）を削る部分に限る。）第九十六條の規定（同法中商品先物取引法第十八條第二項の改正規定、同法第二十九條の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八條、第七十七條第二項及び第九十四條の十一第二項の改正規定を除く。）第九十八條中輸出入取引法第十九條第一項の改正規定（「第八項」の下に、「第三十八條の六」を加える部分を除く。）第一百條の規定（同法中中小企業団体の組織に関する法律第一百三十三條第一項第十三号の改正規定を除く。）第一百二條中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第五十九條第三項から第五項まで及び第六十條第一項の改正規定並びに同法第六十八條の改正規定（、「第四十八條」を、「第五十一條」に、「並びに」並びに「第三百三十二條」を、「第三百三十二條から第三百三十七條まで並びに第九十九條」に改め、「第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第九百五十六條第二項各号」と、同法第五十條第一項、」を削る部分に限る。）、「第九十七條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに「第一百一十條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）」会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日